

日の出町立学校いじめ対応の手引き

子どもたちの 今のしあわせ 未来のしあわせのために

令和 4 年 10 月
日の出町教育委員会

目次

「いじめの定義」と「いじめ対応の流れ（対応のフローチャート）」 1

いじめの未然防止 2

「子どもが安心できる居場所づくり。心掛けていますか？」
(いじめの起きにくい学校づくり)

いじめの早期発見 3

「子どもの心 子どもの動き 子どもの SOS。見えていますか？」
(いじめ発見のポイント)

いじめの早期対応 4

「迅速・的確な初期対応！できていますか？」
(初期対応チェックポイント)

いじめの継続的対応 5

「再発防止と子どもの精神的ケア。本当に解決したの？」
(見守り、継続支援による完全解決に向けて)

対応事例 6

【事例 1】

児童 A の保護者から、「児童 B に叩かれたり蹴られたりすることがあると子供が言っている。」
と担任に相談があった。

【事例 2】

学校で実施したいじめ等に関するアンケートで、生徒 C が、「自分の知らないところで悪口を
言われていると生徒 D から聞いた。もう学校に行きたくない。」と記入していた。

日の出町の取組 8

町独自調査

ふれあい月間調査

教育相談

支援チーム

資料 10

① いじめ防止対策推進法

② 日の出町いじめ防止に関する条例

「いじめの定義」と「いじめ対応の流れ（対応のフローチャート）」

いじめとは・・・（いじめの定義）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」第二条より

対応の流れ

子供の様子の変化
への気づき・通報

- ・教職員による日常の観察
- ・本人・保護者・児童・生徒からの訴え
- ・教育相談
- ・個人面談
- ・アンケート、生活ノートや日記

報告・連絡・相談

- ・情報を得た教職員
- ・担任・学年主任等
- ・生活指導主任
- ・管理職への報告
- ・※重大性の高いいじめは直ちに指導室に報告

学校いじめ対策委員会

情報集約、全体像の
把握、方針の決定

- ・事実確認の方策協議
- ・教職員による役割分担
- ・事案の報告により、詳細を確認
- ・指導方針、指導体制の決定

いじめの解消に向
けた対応・指導

- ・被害の児童・生徒の安全確保と不安解消
- ・加害の児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察
- ・被害及び加害の児童・生徒の保護者の理解に基づく対応
- ・関係機関等との連携
- ・解消の確認

※重大性の高いいじめ

社会通念上のいじめのうち、「継続性がある」「すぐには解決できない」「被害児童生徒が心身の苦痛を重く感じている」「加害児童がいじめの意識が低い、又は故意の意識が強い」といった「4つの要件」のどれか一つでも該当するいじめをいう。

いじめの未然防止

「子どもが安心できる居場所づくり。心掛けていますか？」 (いじめの起きにくい学校づくり)

子どもが安心して生活できる学級・学校風土

豊かな情操 人権意識や規範意識	自己肯定感 自尊感情
子どもと教職員の 信頼関係	よりよい社会を 築こうとする意識や態度

教職員の意識向上と組織的対応

学校いじめ対策委員 会の確実な実施	
学校いじめ防止基本 方針の共通理解	いじめに関する研修

いじめを許さない指導

SOS の出し方に関 する教育	
いじめが許されない ことを啓発	いじめに関する授業

子どもが主体的に行動しようとする意識や態度

互いに認め合う態度 の育成	児童会・生徒会の 取組
SNS 東京ルール 学校ルール・家庭ルール の活用	いじめ防止強化月間の 学校・家庭・地域等との 連携の取組

子どもが主体的に行動しようとする意識や態度

保護者、地域、関係機関等との「学校いじ め防止基本方針」の共通理解と協力依頼	「学校サポートチーム」会議の 定期開催
---	------------------------

いじめの早期発見

「子どもの心 子どもの動き 子どもの SOS。
見えていますか？聞こえていますか？」
(いじめ発見のポイント)

「いじめ」の定義の正しい理解に基づく認知

教職員の「いじめ」の定義に
対する共通理解

「学校いじめ対策委員会」による
いじめの認知の徹底

担任を中心として初期段階のいじめを素早く察知

定期的な「生活意識
調査」等の実施

日常的な児童・生徒へ
の声掛けと様子の観察

定期的な個人面談

学期初めの「いじめ発見チエ
ックシート」の活用

全ての教職員による児童・生徒の状況把握

輪番による挨拶、校内巡回等
による計画的な観察

一人一人の教職員の気付きを「学
校いじめ対策委員会」につなげる

児童・生徒に関する情報の引継ぎ、
共有の徹底

全ての教職員による児童・生徒の状況把握

教育相談体制の構築と児童・
生徒や保護者への周知

定期的な「いじめ発見のための
アンケート」の実施、分析、保

スクールカウンセラーによる全員面接
(小学校5年、中学校1年)

相談窓口の周知

保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

保護者面談、家庭訪問等の実施

SC や SSW 等による保護者相談の実存

情報提供や通報等の実施

PTA、学校運営協議会委員、地域住民、警察、児童相談所、児童館、学童クラブ等

いじめの早期対応

「迅速・的確な初期対応！できていますか？」

（初期対応チェックポイント）

「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

教職員からの報告を受けて
の対応方針の決定

対応経過と改善の進捗状況
の確認、対応者への助言

対応記録のファイリング

解消の確認

重大事態につながらないようにするための対応

被害の児童・生徒の安全確保と
不安解消

加害の児童・生徒に対する組織的・
計画的な指導及び観察

被害及び加害の児童・生徒の保
護者の理解に基づく対応

保護会、PTA 役員会、学校評議
員会、学校サポートチーム等の
開催、支援依頼

地域住民による声掛け、
見守り等

警察、児童相談所等の関係機関
と連携した対応

児童館、学童クラブ職員による
声掛け、見守り等

インターネット、
SNS を通じて行われる
いじめへの対応

いじめの継続的対応

「再発防止と子どもの精神的ケア。本当に解決したの？」

(見守り、継続支援による完全解決に向けて)

被害の児童・生徒の安全確保と不安解消

授業中や休み時間に、複数の教職員が目を見守り観察を行ったり、児童・生徒の保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の児童・生徒への対応を終えてしまうことがあってはならない。

○当該児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるまで支援を継続する。

○いじめが解消されたかどうかについては、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）

②当該児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

当該児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

対応事例

事例 1

児童 A の保護者から、「児童 B に叩かれたり蹴られたりすることがあると子供が言っている。」と担任に相談があった。

<取組の経過概要>

いじめの認知 と情報共有

- ・担任は学年主任、生活指導主任に報告した。
- ・「学校いじめ対策委員会」にて事案を「いじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。

事実の確認

- ・児童 A 及び児童 B から別々に聞き取りを行った。
- ・聞き取った情報を「学校いじめ対策委員会」に報告し、関係児童への対応方針を確認した。

加害児童への 対応

- ・児童 B の言い分をじっくりと聞き、他人の痛みを理解できるよう、指導を根気強く行った。
- ・児童 B の保護者に、いじめの経緯、児童 B への指導内容等を報告した。
- ・後日、児童 B は児童 A に謝罪した。

被害児童への 対応

- ・児童 B からの謝罪後も、定期的に児童 A の状況を確認するとともに、児童 A の保護者にも家庭での様子について確認した。
- ・3か月経過後、児童 A 及び保護者にいじめが解消したことを確認した。

対応事例

事例 2

学校で実施したいじめ等に関するアンケートで、生徒Cが、「自分の知らないところで悪口を言われていると生徒Dから聞いた。もう学校に行きたくない。」と記入していた。

<取組の経過概要>

いじめの認知 と情報共有

- ・担任は学年主任、生活指導主任に報告した。
- ・「学校いじめ対策委員会」にて事案を「重大性の高いいじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。
- ・副校長が指導室に報告した。

事実の確認

- ・「学校いじめ対策委員会」で、複数教職員による聞き取り態勢を確認した。
- ・生徒C、生徒Dの聞き取りから、生徒E、生徒Fの関与が判明した。
- ・生徒E、Fに聞き取りを実施し、悪口を言った事実を確認した。

被害生徒への早期対応

- ・生徒Cの保護者に対応状況を報告するとともに、**生徒Cの心のケア**、相談体制の強化、いじめに関する講話・授業の実施など、学校の対応方針を説明した。
- ・生徒Cに対しては、**スクールカウンセラー**による定期面談を実施するとともに、複数の教員がきめ細かく生徒Cに声掛けを行った。

被害生徒への対応(継続的)

- ・加害生徒からの謝罪後も、定期的に生徒Cの状況を確認するとともに、生徒Cの保護者にも家庭での様子について確認した。
- ・3か月経過後、生徒C及び保護者にいじめが解消したことを確認した。

加害生徒への早期対応

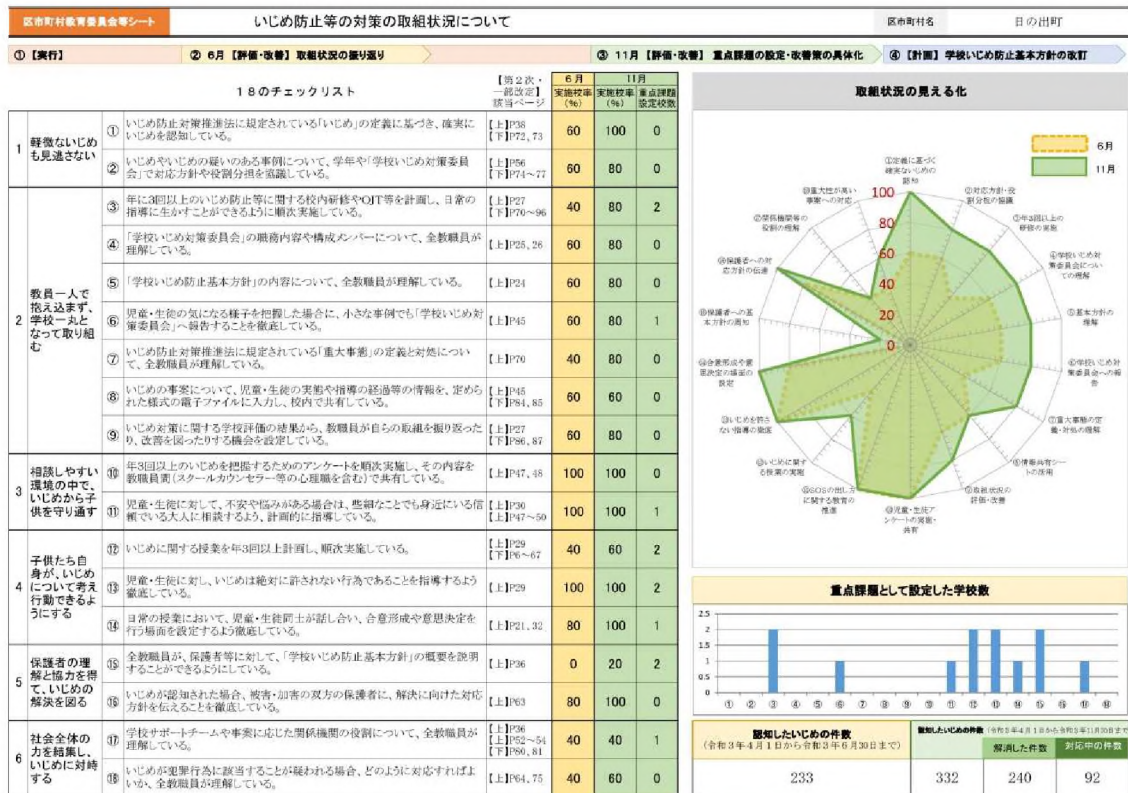
- ・生徒E、Fに対して、生徒Cが深く傷ついていること、人を傷つける行為を止めること等を丁寧に説明し、反省を促すとともに、生徒E、Fの保護者に説明した。
- ・後日、生徒E、生徒Fは生徒Cに謝罪した。

加害生徒への対応(継続的)

- ・生徒E、F、それぞれに対して、**スクールカウンセラー**による定期面談を実施し、自身の行動の背景についての理解を深めることを支援した。教員集団による見守りを続け、望ましい行動が見られた際にはほめる等のきめ細かな声掛けを続けた。望ましい**行動の変容**について生徒E、Fの保護者に報告した。

ふれあい月間調査

「ふれあい（いじめ防止強化）月間」におけるいじめ及び不登校に関する調査



教育相談

○来室教育相談

職員全員が公認心理師及び臨床心理士の有資格者。当該児童・生徒の心のケア等について、保護者、学校と協力して支援する。

ひの で ま ち き ょ う い く そ う だ ん し つ
日の出町 教育相談室

子供の性格や行動、学校生活、子育て等に関する相談

042-597-1161

平 日 9:00～12:00、13:00～17:00

(土日祝日・年末年始を除く)

ひの で ま ち き ょ う い く い ん か い
日の出町教育委員会

支援チーム

○毎月、各校からのいじめの報告に基づき、指導主事及び学校支援主事がその状況を分析する。また、その分析内容に応じて、指導主事から各校に確認し支援を行う。

○内容によっては指導室内に支援チームを設置して学校を支援する。

(指導主事・心理相談員等)

資料① いじめ防止対策推進法

○いじめ防止対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を

踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめを止めさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料② 日の出町いじめ防止に関する条例

○日の出町いじめ防止対策推進条例

平成29年12月13日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、日の出町（以下「町」という。）、日の出町教育委員会（以下「委員会」という。）、学校及び学校の教職員並びに保護者その他関係者の責務を明らかにするとともに、町の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、日の出町立学校設置条例（昭和44年日の出町条例第20号）に規定する小学校及び中学校をいう。

3 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを知らながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深め、自他を大切にし、互いの違いを認め合う中で、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うために、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、町、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する委員会及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(日の出町いじめ防止基本方針)

第9条 町は、法第12条の規定によりいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、日の出町いじめ防止基本方針を定めるものとする。

(日の出町学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、日の出町いじめ防止基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する日の出町学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。

(日の出町いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 町は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、委員会、学校、児童相談所、法務局、警察署その他の関係者により構成される日の出町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止に係る機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(日の出町教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 委員会と協議会との円滑な連携の下に、日の出町いじめ防止基本方針に基づく町におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、委員会の附属機関として、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、警察署その他の関係者により構成される日の出町教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置くことができる。

2 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る調査を行うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(日の出町学校いじめ対策委員会)

第13条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される日の出町学校いじめ対策委員会を置く。

(重大事態に対する委員会又は学校による対処)

第14条 委員会又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、委員会又は当該学校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 委員会は、重大事態が発生したときは、その旨及び第1項の規定により行った調査について、日の出町長（以下「町長」という。）に報告しなければならない。

(日の出町いじめ問題調査委員会)

第15条 町長は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、町長の附属機関として、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等その他関係者により構成される日の出町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、町長の諮問に応じ、前条第1項に規定する調査の内容について再調査を行い、答申する。

3 町長は、調査委員会を設置したときは、その旨及び前項の規定による答申について、日の出町議会に報告しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(守秘義務)

第16条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長又は委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



日の出町教育委員会